

【令和7年度 いすみ市移住支援事業補助金（移住支援金） 簡易フローチャート】



令和7年4月1日以降に転入した方向け

本補助金の対象にはなりません

移住する直前に、連続して1年以上、『東京23区に在住』または『埼玉県、東京都、神奈川県から東京23区に通勤』している
※在住と通勤の期間は合算可能

NO

↑ NO

YES

NO

移住する直前10年間のうち通算して5年以上、『東京23区に在住』または『埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県から東京23区に通勤』している
※在住と通勤の期間は合算可能

YES

下記①～④のいずれかに該当

①就職（一般）

千葉県の就職マッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に掲載の移住支援金対象法人に就職し、在職している



②就職（専門人材）

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職し、3ヶ月以上在職している

③起業

いすみ市で起業し、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を受けてから1年以内である



④関係人口

いすみ市の関係人口要件に該当し、農林水産業に就職すること

詳細は裏面へ

(注) 条件不利地域は対象となりません

↓ YES

NO

いすみ市へ転入後1年以内である

YES

本補助金の対象となる可能性があります

〔単身：60万円〕〔世帯：100万円〕※子ども加算あり

※このフローチャートは簡易版のため、ご自身が対象になるかならないかなど詳細については、必ずお問い合わせください。

【問合せ先】いすみ市役所 企画政策課 企業誘致・移住交流室（電話0470-62-1332）

④関係人口要件

下記のいずれかに該当

市内に過去1年以上継続して居住していた

市内に3親等以内の親族が居住している

市内の高校に通学していた

市内の企業等に1年以上継続して就業していた

いすみ市お試し居住または、移住相談（電話・メール・オンラインを除く）を利用した



農業に就業する者

認定農業者の要件を満たしている

認定新規就農者の要件を満たしている

地域農業経営基盤強化促進計画に
位置づけられる見込みがある

就農準備資金・経営開始資金を活用し
農業に従事する意思がある

いずれかに該当

漁業に就業する者

週20時間以上の無期雇用契約に
基づいて就業していること